

## No. 39 公益財団法人 岩手育英奨学会

### I 法人の概要

#### 1 基本情報

令和6年7月1日現在

法人の名称	公益財団法人 岩手育英奨学会		所管部局 室・課等	教育委員会事務局 教育企画室		
設立の根拠法令	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律		代表者 職・氏名	会長 遠藤 洋一		
設立年月日 (公益法人への移行年月日、統合等があった場合、その年月日、相手団体の名称等)	昭和42年7月14日  (平成26年8月1日公益法人へ移行)		事務所の所在地	〒020-8570 盛岡市内丸10-1 教育委員会事務局教育企画室内		
			電話番号	019-623-2050		
			HPアドレス	<a href="http://www.iwate21.net/ikuei-syougaku/">http://www.iwate21.net/ikuei-syougaku/</a>		
資(基)本金等	525,000,000 円		うち県の出資等 ・割合	410,958,867 円	78.3%	
設立目的	岩手県に住所を有する者の子女で、有能な素質を有しながら経済的理由により高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)及び専修学校の高等課程の修学が困難な者に対し、学資の貸与その他育英奨学上必要な業務を行い、もって社会有用の人材を育成する。					
事業内容	<p>1 予約採用 中学校、中等教育学校前期課程、特別支援学校の中等部の3年生で、翌年度に高等学校等への進学を希望する者を対象として募集・選考し、翌年度進学後奨学生として奨学金を貸与する。</p> <p>2 在学採用 高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校の高等部に在学し、奨学金の貸与を希望する者を対象として募集・選考し、奨学金を貸与する。</p> <p>3 緊急採用 高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校の高等部に在学し、家計急変の事由により緊急に奨学金の貸与が必要な者に対して募集・選考し、奨学金を貸与する。</p>					
常勤役員の状況	合計	0名	うち県現職	0名	うち県OB	0名
	平均年収 ※	千円	平均年齢 ※	才	※令和5年度実績	
常勤職員の状況	合計	4名	うち県派遣	1名	うち県OB	1名
	平均年収 ※	3,699千円	平均年齢 ※	58.3才	※令和5年度実績	

#### 2 県施策推進における法人の役割《所管部局記載》

1	有能な素質を有しながら経済的理由により就学が困難な高校生等に奨学金を貸与し、就学機会を確保する。
---	--

#### 3 公的サービスを提供する事業主体としての適切性《所管部局記載》

##### (1) 他の民間団体等との代替性及び役割分担について

<p>県内には、対象者等の条件を限定して奨学事業を実施している団体はあるが、県内全ての高校生等を対象として採用しているのは当法人のみである。</p> <p>また、当法人の奨学事業は、採用者数が多く、貸与金は無利子であるため、営利を目的としている民間企業等が実施することは困難である。</p>
---

##### (2) 県直営との比較(機動性・効率性・専門性等の法人の長所、強み)について

<p>当法人は、昭和42年度から奨学事業を実施しており、業務遂行上のノウハウを蓄積している。</p> <p>また、平成16年度に旧日本育英会の奨学金事業が都道府県に移管される際に、事務の効率化とサービス水準の維持のため、実績のある当法人において事務処理を行うこととした経緯もあり、県直営に比べて優位性がある。</p>
--

#### 4 連携・協働のあり方《所管部局記載》

<p>当法人は、岩手県内において全ての高校生等を対象として奨学事業を実施している公益法人であり、有能な素質を有しながら経済的理由により高等学校等の修学が困難な生徒に対し、奨学金の貸与により教育の機会を確保し、人材育成に大きく貢献していることから、県は、当法人が事業を円滑に実施できるよう、必要な支援と日頃からの情報共有を行い、効果的な施策推進を目指す。</p>
--

## II 経営目標の達成状況

### 1 事業目標

1	事業目標	目標値《令和5年度》	実績	《令和6年度》	《令和7年度》
	基準を満たす希望者を全員採用（タイプA、B、C、D）	① 基準を満たす希望者の採用率100%	100%	100%	100%
取組内容	滞納金の発生防止及び回収強化、寄附金の増加等により原資を確保し、奨学金を希望する者のうち、基準を満たす者は全員採用した。 ・新規貸与者数：タイプA…46人、タイプB…12人、タイプC…13人、タイプD…33人（新規） ・年度末時点の貸与者数：タイプA…148人、タイプB…43人、タイプC…45人、タイプD…33人（新規） タイプA…旧日本育英会から事務の移管を受けた奨学金貸与事業 タイプB…法人の独自事業である奨学金貸与事業 タイプC…東日本大震災津波により被災した世帯の高校生等を対象とした奨学金貸与事業 タイプD…大学等へ進学する意欲のある住民税所得割非課税世帯の高校生を対象とした奨学金貸与事業（令和5年度新規）				
課題	奨学金原資の確保、基準を満たす奨学生希望者全員の採用は出来ていることから、引続き制度の周知強化による真に奨学金を必要とする奨学生希望者の掘り起こしを行う必要がある。				
2	事業目標	目標値《令和5年度》	実績	《令和6年度》	《令和7年度》
	独自事業の財源となる寄附金の確保（タイプB）	① R4見込（5,500千円）の維持	6,709千円	5,500千円	5,500千円
取組内容	これまでの寄附状況を踏まえ、依頼する事業者を見直すとともに、新規開拓に努めた。				
課題	寄附金収入は、概ね順調に確保されているが、滞納額の増加がみられることから、引き続き寄附金を広く募って増額を図る必要がある。				
3	事業目標	目標値《令和5年度》	実績	《令和6年度》	《令和7年度》
	奨学金制度の周知（全タイプ）	① 中学校、高校へのパンフレット等の全校配布	実施済	令和5年度に同じ	令和5年度に同じ
		② ニーズ把握のための貸与者へのアンケート調査の実施（タイプD）	未実施	令和5年度に同じ	令和5年度に同じ
取組内容	・ホームページを最新の情報となるよう適時に更新するとともに、年度当初には、中学校や高等学校及び市町村等の関係機関へ、募集案内やポスター等を送付した。なお、タイプDについてはより多く活用してもらうため、再周知と追加募集を実施した。 ・タイプDの貸与者を対象としたアンケートは、学校を通じて実施する予定であるが、貸与時期が年度末で繁忙期であったため、新年度になってから実施することとした。				
課題	令和5年度に創設した新規事業のタイプD（大学等進学支援）を加え、中学生、高校生（奨学生）の視点から効果的な周知を実施する必要がある。また、更なる理解と協力を得るため、諸会議等を利用し手続の窓口となる学校担当者等に対する直接的な説明機会を設けるなど制度の周知に向けた取組を充実させる必要がある。				

### 2 経営改善目標

1	経営改善目標	目標値《令和5年度》	実績	《令和6年度》	《令和7年度》															
	新規滞納の年度内解消	① 新規滞納（当該年度に5年超の長期滞納となる者）の防止	5年未満滞納額 △11,570千円	令和5年度に同じ	令和5年度に同じ															
取組内容	マニュアルに沿った督促を行ったほか、それに応じないケースの場合は債権回収委託業者による回収に移行するなど、効率的な債権回収を進めた。 <table border="1"> <tr> <td>滞納額</td> <td>6ヶ月未満</td> <td>6ヶ月～1年未満</td> <td>1年以上3年未満</td> <td>3年以上5年未満</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>11,333千円</td> <td>12,483千円</td> <td>41,876千円</td> <td>31,208千円</td> </tr> <tr> <td>R5</td> <td>9,893千円</td> <td>10,183千円</td> <td>36,524千円</td> <td>28,730千円</td> </tr> </table>					滞納額	6ヶ月未満	6ヶ月～1年未満	1年以上3年未満	3年以上5年未満	R4	11,333千円	12,483千円	41,876千円	31,208千円	R5	9,893千円	10,183千円	36,524千円	28,730千円
滞納額	6ヶ月未満	6ヶ月～1年未満	1年以上3年未満	3年以上5年未満																
R4	11,333千円	12,483千円	41,876千円	31,208千円																
R5	9,893千円	10,183千円	36,524千円	28,730千円																
課題	マニュアルに沿った督促によっても滞納額が多額になってからでは回収が進まないケースが多い。滞納者に対しては、初期段階から当会からの督促を実施するほか、時期を逃さず債権回収委託業者へ移行するなど、滞納額が発生した早期段階での回収に向けた取組を効果的に実施する必要がある。																			
2	経営改善目標	目標値《令和5年度》	実績	《令和6年度》	《令和7年度》															
	滞納額の減少	① 滞納額の前年度からの減少	△9,529千円	令和5年度に同じ	令和5年度に同じ															
取組内容	マニュアルに沿った督促を行った。また、債権回収委託業者による回収対象を拡大するなど、債権回収業者への委託により効率的な債権回収を進めた。 返還残額 R4 1,533,828千円 → R5 1,319,853千円（△213,975千円） 滞納額 R4 148,869千円 → R5 139,340千円（△9,529千円）																			
課題	長期滞納額の割合が増加している現状にある。マニュアルに沿った通常の督促を効果的に行うため、滞納者のうちの住所不明者の解消（連絡先の分かる者への聞き取り等）に努めるとともに、滞納期間が長期にわたる滞納者の適切な債権償却処理や、督促に対応しない者については債権回収委託業者による回収への移行を図るなど、滞納額の減少に向けた取組を効率的に促進する必要がある。																			

### Ⅲ 役職員の状況

#### 1 役員（令和6年7月1日現在）

（単位：人）

	令和4年度				令和5年度				令和6年度						
	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他			
常勤															
非常勤	9	1	1	4	3	9	1	1	4	3	9	1	1	4	3
計	9	1	1	4	3	9	1	1	4	3	9	1	1	4	3

※役員には監事を含む。

#### 2 (1) 職員（令和6年7月1日現在）

（単位：人）

		令和4年度				令和5年度				令和6年度			
		プロパー	県派遣	県OB	その他	プロパー	県派遣	県OB	その他	プロパー	県派遣	県OB	その他
常勤	管理職 (役員兼務)	1			1	1			1	1			1
	一般職	3	2	1		3	2	1		3	2	1	
	小計	4	2	1	1	4	2	1	1	4	2	1	1
非常勤	管理職 (役員兼務)												
	一般職												
	小計												
計		4	2	1	1	4	2	1	1	4	2	1	1

「県派遣」のうち、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第6条第2項に基づき県が給与支給する者の数

令和4年度  人

令和5年度  人

令和6年度  人

※管理職：課長職相当以上とする。役員兼務の者は、役員・職員の両方に計上し、職員数には「(役員兼務)」欄で表示する。

※プロパー：法人直接雇用の常勤無期職員。

※その他：プロパー、県派遣、県OB以外で、他団体派遣職員や法人直接雇用の有期職員等。

#### 2 (2) 職員の年齢構成（令和6年7月1日現在）

（単位：人）

		19歳以下	20-29	30-39	40-49	50-60	61歳以上	計
常勤	管理職						1	1
	プロパー							
	県派遣							
	県OB						1	1
	その他							
	一般職				1	2		3
	プロパー					2		2
	県派遣				1			1
	県OB							
	その他							
計				1	2	1	4	

#### 法人説明欄

〔役員数の状況について〕

役員については全員非常勤であり、人数も概ね適切なものと考えている。

職員数については、プロパー2名と県OB1名の職員体制を維持・継続しており、経営に大きな支障をきたすことはないものの、業務が専門的で多岐にわたること、適正業務の確保や弾力的な勤務体制の確保の観点から職員数の検討も必要と考える。

〔県の関与の状況について〕

常務理事である県教育長から法人経営を総括的に指導を受けており、また、県派遣の事務局次長に適正な業務処理についてチェックしていただいている。

〔職員の年齢構成について〕

管理職が県OBで60代であり、一般職のプロパー職員も50代であることから、今後は将来を見据えて若い世代へ引き継ぐことも検討が必要と考える。

IV 財務の状況

【社団・財団】

(単位：千円)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(令5-令4)	
<b>資産</b>	5,080,837	4,967,039	4,931,725	▲ 35,314	
流動資産	15,724	18,249	21,048	2,799	
うち現預金	8,852	11,396	14,849	3,453	
うち有価証券	0	0	0	0	
固定資産	5,065,113	4,948,790	4,910,677	▲ 38,113	
基本財産	521,691	494,362	469,524	▲ 24,838	
うち投資有価証券	520,102	492,819	468,225	▲ 24,594	
特定資産	4,528,945	4,440,200	4,427,045	▲ 13,155	
うち投資有価証券	986,800	1,508,450	1,490,010	▲ 18,440	
その他固定資産	14,477	14,228	14,108	▲ 120	
うち投資有価証券	0	0	0	0	
負債	3,738	2,889	3,131	242	
流動負債	3,738	2,889	3,131	242	
うち有利子負債	0	0	0	0	
固定負債	0	0	0	0	
うち有利子負債	0	0	0	0	
正味財産	5,077,099	4,964,150	4,928,594	▲ 35,556	
指定正味財産	4,315,142	4,233,530	4,216,830	▲ 16,700	
一般正味財産	761,957	730,620	711,764	▲ 18,856	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(令5-令4)	
経常収益	67,911	68,852	53,824	▲ 15,028	
経常費用	67,010	68,857	52,680	▲ 16,177	
事業費	65,014	66,650	50,319	▲ 16,331	
うち人件費	9,978	11,060	11,499	439	
うち支払利息	0	0	0	0	
管理費	1,996	2,207	2,361	154	
うち人件費	1,171	1,320	1,374	54	
評価損益等増減額	▲ 18,040	▲ 31,310	▲ 18,255	13,055	
当期経常増減額	▲ 17,139	▲ 31,315	▲ 17,111	14,204	
経常外収益	0	0	45	45	
経常外費用	0	0	1,768	1,768	
当期経常外増減額	0	0	▲ 1,723	▲ 1,723	
法人税、住民税及び事業税	22	22	22	0	
当期一般正味財産増減額	▲ 17,161	▲ 31,337	▲ 18,856	12,481	
当期指定正味財産増減額	▲ 48,965	▲ 81,612	▲ 16,700	64,912	
正味財産期末残高	5,077,099	4,964,150	4,928,594	▲ 35,556	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(令5-令4)	内容
長期貸付金残高	0	0	0	0	
短期貸付金実績(運転資金)	0	0	0	0	
短期貸付金実績(事業資金)	0	0	0	0	
損失補償(残高)	0	0	0	0	
補助金(運営費)	11,708	12,311	13,308	997	高校奨学事業費補助金
補助金(事業費)	12,744	13,490	17,166	3,676	高校奨学事業費補助金
委託料(指定管理料除く)	0	0	0	0	
指定管理料	0	0	0	0	
その他	0	0	0	0	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(令5-令4)	
自己資本比率(%)	99.9	99.9	99.9	0.0	=正味財産/総資産×100
流動比率(%)	420.7	631.7	672.2	40.5	=流動資産/流動負債×100
有利子負債依存度(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	=有利子負債/総資産×100
管理費率(%)	2.3	3.2	4.5	1.3	=管理費/経常費用×100
人件費比率(%)	16.6	18.0	24.4	6.4	=人件費/経常費用×100
独立採算度(%)	83.9	82.1	74.5	▲ 7.6	=経常・経常外収益-補助金【運営費】/(経常・経常外費用)×100
総資本当期経常増減率(%)	▲ 0.3	▲ 0.6	▲ 0.3	0.3	=当期経常増減額/正味財産期末残高×100
財務評価	B	B	C		A(100.0)、B(70.0)、C(40.0)、D(20.0)

※財務評価は、フローチャートに従いAからDによる評価をし、点数化したものである。

法人説明欄

【貸借対照表・正味財産増減計算書について】  
 基本財産及び特定資産の減少は、運用債券に係る時価評価額の減少が共通する理由である。また、特定資産にあつては、震災特例分(タイプC)に係る償還免除による奨学金貸付金C資産の減少も要因である。  
 正味財産増減計算書において経常費用の事業費に年度間に増減があるが、これは震災特例分(タイプC)に係る返還免除額Cの対象者が年度によって増減するためである。

【県の財政的関与について】  
 安定的な事業の運営の確保には、県の高校奨学事業費補助(人件費等事務費の補助)によるところが大きく、引き続き所要額の補助が必要である。  
 また、同事業費補助の震災特例分についても、被災した世帯の高校生への継続的な支援のため、引き続きいわての学び希望基金を財源とする県の補助事業のほか、令和5年度新規事業の大学進学支援分についても、大学進学率や地元定着率の向上に向けた県の施策と密接不可分であり県の補助事業の継続が必要である。

【財務指標・財務評価について】  
 正味財産増減計算書において経常費用が震災特例分(タイプC)に係る返還免除額Cが年度によって増減するため、人件費比率や独立採算度の財務指標が変動して増減している。このため、これを変動要素分として控除して評価すれば、財務指標には大きな課題はないと考えるが、奨学金の貸与額が減速していく一方で、返還金の滞納額が増加傾向にあることから、債権回収と事業効果の確保が課題である。

## V 法人及び所管部局の評価

### 1 県施策と法人との連携・協働

#### (1) 県施策の推進について

法人	奨学生採用枠を確保するため、奨学資金の確保（寄附金）に努めるとともに、各学校と緊密な連携のもと奨学金制度の周知を図り、奨学金を希望する者のうち、基準を満たす者は全員採用するなど、県内の高校生等の修学機会を確保に寄与している。
所管部局	有能な素質を有しながら経済的理由により高等学校等の就学が困難な生徒に対し奨学金の貸与を行い、就学機会の確保に貢献しており、周知の強化にも取り組んでいる。

#### (2) 民間団体との代替性及び役割分担について

法人	県内には、対象者等の条件を限定して奨学事業を実施している団体（公益法人）はあるが、県内全ての高校生等を対象として採用できるのは当法人のみであるほか、採用規模や貸与条件（無利子）などの面を考慮すれば、他団体が事業を代替することは困難と考える。
所管部局	法人の奨学事業は、採用者数が多く、貸与金は無利子であるため、営利を目的としている民間企業等が実施することは困難であることから代替性はない。

### 2 自律的マネジメントの促進

#### (1) 組織マネジメントの確立について

法人	適時会長及び常務理事の指示指導を受けながら、限られた人員体制で業務を円滑かつ確実に執行するため、事務局長を中心に職員が高等学校等の修学状況の環境変化や、奨学金返還状況等について常に情報共有を図るとともに、課題事案に対しては職員間で連携しながら取り組んでいる。 また、多額の金額を取り扱う専門性のある法人会計処理の適性を確保するため、民間会計事務所による定期的な業務支援とチェックを委託している。 なお、輪番によるテレワークなどコロナ禍に対応した業務執行体制をとっていたが、コロナの感染症法上の5類移行を踏まえ通常体制に戻す一方で、働き方改革の一環として県の制度に準じた時差出勤を導入した。
所管部局	事務局長を中心に情報共有が図られ、職員間の連携体制が確立されているとともに、適性に応じた事務分担により効率的な業務運営が行われている。 また、働き方改革にも力をいれ、時差出勤を導入するなど業務体制の確保が図られており、法人の評価は妥当である。

#### (2) リスク管理体制の強化について

法人	当法人の業務は、その性質上プライバシーに関わる情報や、金銭や利害に関わる情報等、取扱いに十分に配慮しなければならないことが多いことから、業務執行に当たっては、職員が常に情報を共有しながら相互に確認、チェック等を行って適正な業務の確保を図っている。
所管部局	プライバシーに関わる情報等は常に職員間で情報共有、相互チェック等が行われ、リスク管理は適切に行われている。

### 3 健全経営の維持・確保

#### (1) 経営改善について

法人	滞納金の回収に向けた取組を強化しているが、長期滞納者の増加により、滞納額が増加していることから、債権回収業務の委託対象を拡大しながら滞納金の回収を行うとともに、奨学生の現状を考慮した償還計画の変更等、滞納の未然防止にきめ細かく対応している。
所管部局	奨学生の現状を考慮しながら償還計画の変更など、きめ細かく対応しており、滞納の未然防止に努めている。 一方で長期滞納者が増加傾向であるため、その縮減に向けた取り組みが求められる。

#### (2) 県の人的・財政的関与について

所管部局	運用益の減少により運営費に見合う独自財源が確保できない状況にあることから、円滑な奨学金事業運営のために、必要な補助を継続する必要がある。
------	--

※財政的関与は、貸付金・損失補償・補助金（運営費）を受けている場合に記載。

### 4 情報公開の推進について ※開示状況は別表参照

法人	ホームページを開設し、業務及び財務等に関する情報を国の指針等に基づき公開している。 公開情報は、トップページから直接アクセスできるように利用者の利便性を考慮し、最新の情報を公開している。
所管部局	事業内容や財務諸表等をホームページに掲載し、随時情報を更新しており、利用者の利便性を考慮するなど適切に公開されている。

## VI 統括部署（総務部）の総合評価

### 1 取り組むべきこと（指摘事項）

法人	令和5年度は、経営改善目標の達成率は100.0%となった一方で、財務状況は、当期一般正味財産増減額は▲18,856千円と赤字が継続しているため、目標達成による経営改善の効果が見えない状況にあることから、目標の見直しの検討と赤字縮小又は黒字化に取り組む必要があります。
所管部局	今回、法人に対して指摘した項目について、指導監督の責務を担う所管部局として、経営改善に向けた取組に積極的に関与する必要があります。

### 2 過去の指摘事項に対する取組状況

#### 【令和4年度指摘事項】

	指摘事項	取組状況	取組実績・効果・進捗状況	達成時期
法人	1 現行の中期経営計画（R1～R4）について令和4年度に最終年度を迎えることから、事業目標及び経営改善目標に対する実績と計画期間内における取組内容の評価が必要となります。この評価結果を踏まえ、課題を明らかにした上で、事業目標等の見直しや、より実効性の高い取組、具体的な工程などの検討を十分に行い、令和4年度に策定する次期中期経営計画（R5～R8）に反映させる必要があります。	実施済	次期中期経営計画において、事業の特殊性も考慮しながら目標の達成度合いの測定が可能な定量的な目標及び目標値を設定した。	R5.3
所管部局	1 今回、法人に対して指摘した項目について、指導監督の責務を担う所管部局として、評価の段階から次期中期経営計画の策定まで積極的に関与する必要があります。	実施済	過去に指摘を受けた目標達成度合いの測定が可能な定量的な目標の設定や、課題解決に向けた取組等について検討を行うなど次期中期経営計画の策定に積極的に関与した。	R5.3
	2 県は法人に対して運営費の補助を行っています。本来、運営費については法人の自主財源で賄うものであることが原則であるところ、法人の担う事業の重要性及び法人の経営状況を鑑みて、県として財政的関与を行っているものと思われれます。県の関与については、その適正性が常に確保されることが必要であり、県の関与の必要性及び妥当性（手法、程度、期間等）を、毎年度、十分検討した上で運営費の補助を行う必要があります。	実施済	運用益の減少により運営費見合う独自財源が確保できない状況であり、円滑な奨学金事業運営のため、補助金を継続することが適当であると判断した。	R5.6

#### 【令和5年度指摘事項】

	指摘事項	取組状況	取組実績・効果・進捗状況	達成時期
法人	1 令和5年3月に策定した令和5年度から令和8年度を計画期間とする中期経営計画について、令和5年5月の新型コロナウイルス感染症の感染症法上の5類への移行を受けて、ポストコロナの観点から令和6年度以降の経営目標及び事業目標の目標値及び収支計画等の見直し検討を進め、検討結果に応じた計画に変更する必要があります。	実施済	新規事業の一層の活用と今後の事業内容の充実を図るための検討の参考とするため、貸与者に対するニーズ把握のためのアンケートを実施することを取組に追加したほか、最新の見込による収支計画等を更新した。	R6.3
所管部局	1 今回、法人に対して指摘した項目について、指導監督の責務を担う所管部局として、見直しの検討の段階から検討結果に応じた計画変更まで積極的に関与する必要があります。	実施済	ポストコロナの観点から、最新の見込みによる収支計画等の見直しや、検討結果に応じた変更計画の更新に積極的に関与した。	R6.3
	2 県は法人に対して運営費の補助を行っています。本来、運営費については法人の自主財源で賄うものであることが原則であるところ、法人の担う事業の重要性及び法人の経営状況を鑑みて、県として財政的関与を行っているものと思われれます。県の関与については、その適正性が常に確保されることが必要であり、県の関与の必要性及び妥当性（手法、程度、期間等）を、毎年度、十分検討した上で運営費の補助を行う必要があります。	実施済	運用益の減少により運営費に見合う独自財源が確保できない状況であり、円滑な奨学金事業運営のために、補助を継続することが妥当であると判断した。	R6.6